

## 新潟県交通安全対策連絡協議会員

### ＜官公庁＞

- ・新潟県
- ・新潟県警察本部
- ・新潟県教育委員会
- ・国土交通省北陸地方整備局
- ・国土交通省北陸信越運輸局
- ・国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
- ・厚生労働省新潟労働局
- ・新潟市
- ・新潟県市長会
- ・新潟県町村会
- ・新潟県市町村総合事務組合

### ＜教育関係団体＞

- ・新潟県小学校長会
- ・新潟県中学校長会
- ・新潟県高等学校校長協会
- ・新潟県小中学校PTA連合会
- ・新潟県高等学校PTA連合会
- ・新潟県私立中学高等学校協会
- ・新潟県幼稚園・こども園連盟
- ・新潟県私立幼稚園・認定こども園協会
- ・新潟県保育連盟

### ＜交通・運輸関係団体＞

- ・東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
- ・東日本高速道路株式会社新潟支社
- ・公益財団法人新潟県交通安全協会
- ・一般社団法人新潟県安全運転管理者協会
- ・公益社団法人新潟県トラック協会
- ・公益社団法人新潟県バス協会
- ・一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会
- ・一般社団法人新潟県自動車整備振興会
- ・新潟県自動車販売店協会
- ・一般財団法人新潟県自動車標榜協会
- ・一般社団法人新潟県指定自動車教習所協会
- ・一般財団法人新潟県自動車練習所
- ・軽自動車検査協会新潟主管事務所
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟県支部
- ・独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所
- ・自動車安全運転センター新潟県事務所
- ・一般社団法人新潟県交通安全施設業協会
- ・新潟県高速道路交通安全協議会
- ・新潟市個人タクシー事業協同組合
- ・一般社団法人日本自動車連盟新潟支部
- ・新潟県自転車・軽自動車商協同組合
- ・一般社団法人新潟県レンタカー協会
- ・新潟県ハイヤー交通共済協同組合

- ・新潟県自動車車体整備協同組合
- ・赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
- ・新潟県オートバイ事業協同組合
- ・新潟県軽自動車協会
- ・日本通運株式会社新潟支店
- ・新潟県中古自動車販売協会
- ・一般社団法人新潟県運輸代行協会

### ＜報道関係＞

- ・株式会社新潟日報社
- ・朝日新聞社新潟総局
- ・毎日新聞社新潟支局
- ・読売新聞社新潟支局
- ・産経新聞社新潟支局
- ・共同通信社新潟支局
- ・時事通信社新潟支局
- ・日本経済新聞社新潟支局
- ・NHK新潟放送局
- ・株式会社新潟放送
- ・株式会社NST新潟総合テレビ
- ・株式会社テレビ新潟放送網
- ・株式会社新潟テレビ21
- ・株式会社柏崎コミュニケーション放送
- ・長岡移動電話システム株式会社
- ・株式会社エフエムラジオ新潟
- ・株式会社けんと放送
- ・株式会社エフエム新津
- ・エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
- ・株式会社エフエム雪国
- ・株式会社エフエムしばた
- ・株式会社エフエムとおかまち
- ・エフエム魚沼株式会社

### ＜青少年・福祉関係団体＞

- ・社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- ・新潟県青少年健全育成県民会議
- ・一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

### ＜その他関係団体＞

- ・新潟県石油業協同組合
- ・日本郵便株式会社信越支社
- ・一般社団法人新潟県商工会議所連合会
- ・新潟市商工会連合会
- ・新潟県中小企業団体中央会
- ・一般社団法人新潟県銀行協会
- ・一般社団法人新潟県農業会議

## 止まって！ 横断歩道キャンペーン

取組重点期間  
4/6(月)  
～4/15(水)

- 横断歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できるように減速、横断歩道付近の歩行者の動きに注意することは運転手の義務です。
- 横断者や横断しようとする人がいる時は、必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。



令和8年

# 春の全国交通安全運動

## 新潟県実施要綱

### 令和8年度「止まって！横断歩道キャンペーン」取組重点期間

令和8年4月6日（月）～4月15日（水）



#### 1 実施期間

- 運動期間 4月6日(月)～4月15日(水)
- 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

#### 2 目的

この運動は、気温が上昇し屋外で活動する機会が増える時期に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。



新潟県交通安全マスコット  
ルルちゃん

#### 3 スローガン

『止まってね 譲る優しさ 咲く笑顔』

#### 4 運動の重点

- ①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保  
【横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～(新潟県重点)】
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

#### 5 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定し、積極的な広報・啓発活動を行い、県民の交通安全意識の高揚が図られるよう、効果的な運動を展開しましょう。

新潟県交通安全対策連絡協議会

## 重点① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保 【横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～（新潟県重点）】

### 歩行者の安全確保を心掛けましょう

- 令和7年中、歩行中の死者は15人（前年比-9人）と前年に比べ減少しました。そのうち、道路横断中が12人（前年比-4人）で歩行中の死者の8割を占めています。
- 通学路や生活道路を通行する際は、子どもを始めとする歩行者の予期せぬ行動にも対応できるよう、速度を落とし、歩行者との距離を十分にあけて、安全を確保しましょう。（※生活道路とは、買い物や通勤・通学、散歩など、地域住民の日常生活で様々な目的で利用される身近な道路を指します。）

### 交通ルールを守りましょう

- 子どもたちが交通ルールを学ぶ機会は、学校や地域などで行われる交通安全教室だけでなく、保護者を始めとした周囲の大人の行動からも学んでいます。
- 交通事故を起こさない、また自らが被害に遭わないためにも、一人ひとりが基本的な交通ルールを確実に守りましょう。



## 重点② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

### スマホ等の「ながら運転」は、危険です！

- 令和7年中の「ながら運転」を原因とする交通事故の死者は0人（前年比-1人）、発生件数は36件（前年比-5件）、負傷者は43人（前年比-5人）といずれも減少しました。しかし、未だに「ながら運転」を原因とする交通事故は発生しています。「ながら運転」は、重大な交通事故につながる極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

### 横断歩道では「歩行者優先」の交通ルールを再確認！

- 令和7年に行われた一般社団法人日本自動車連盟の調査では、歩行者が横断しようとしている「信号機のない横断歩道」において、一時停止した車は、新潟県57.0%（前年49.0%）と前年よりも向上し、全国平均の56.7%（前年53.0%）と同程度の数値となりました。
- 信号機のない横断歩道の手前には、横断歩道標識や横断歩道があることを予告するダイヤマークが路面に標示されています。（※周辺の状況により設置されない場合もあります。）
- ドライバーは、横断歩道付近の歩行者の動きに特に注意し、横断歩道の手前では減速するなど歩行者の横断に備え、横断しようとする人がいる時は必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。



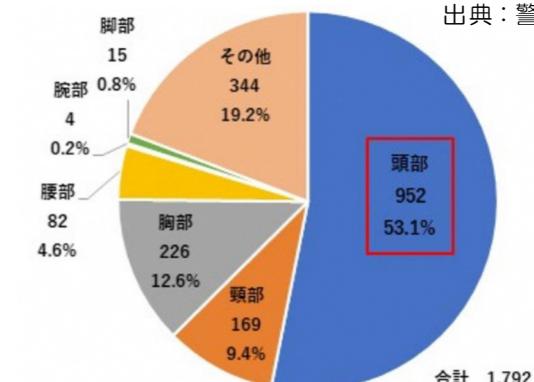
## 重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

### 自転車ヘルメットを着用しましょう

- 令和7年中、自転車事故の死者は2人（前年比-2人）、負傷者は256人（前年比-62人）でした。
- 自転車事故による死者の約5割は頭部に重大な傷害を負っており、ヘルメットの着用は万が一の事故の際、頭部への衝撃を軽減し、命を守ることにつながります。
- また、警察庁が実施した自転車ヘルメット着用率の全国調査（令和7年）では、新潟県10.9%（前年8.0%）と向上したものの、全国平均の21.2%（前年17.0%）を下回る結果となりました。

自転車乗用車中死者の人身損傷主部位  
(致命傷の部位)  
(令和2年～令和6年合計)

出典：警察庁



・「その他」とは、頭部、腰部等をいう。

### 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等の再確認

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）は、飲酒運転の禁止や信号の遵守などの交通ルールを守って利用する必要があります。また、安全のためにヘルメットの着用が努力義務として求められており、自分の命を守るためにも、ヘルメットを着用しましょう。

令和8年4月1日から

青切符の取締りが始まります！

16歳以上の  
自転車の運転者  
に対して

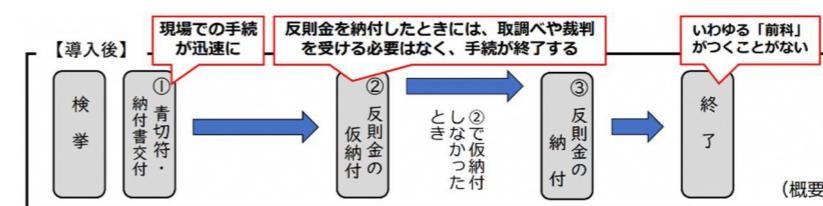
「自転車の安全な利用」や、  
「交通反則通告制度」について▼



新潟県 新潟県警

- 交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは、一定の交通違反に対して反則金を納付することで違反処理を終わらせる制度です。

一定の交通違反をした場合、警察官から「青切符」と「反則金の納付書」が交付されます。その後、違反者が反則金を納付したときは、刑事手続に移行することなく、その反則行為（違反）について、起訴されない（いわゆる「前科」がつかない）仕組みとなります。



#### 一定の交通違反（例）

- 携帯電話の使用
- 無灯火
- 一時不停止
- 横断歩行者妨害
- 信号無視
- 車道の右側通行 等

出典：新潟県警